

## 群馬県立女子大学大学院聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学大学院学則（群馬県公立大学法人規則第5号。以下「大学院学則」という。）第36条に規定する聴講生について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 聴講生として志願できる者は、大学院学則第28条の各号のいずれかに該当するものとする。

(聴講開始時期)

第3条 聴講生の聴講開始時期は、学年始め又は学期始めとする。

(出願手続)

第4条 聴講生を志願する者は、次の各号の書類を学長に提出しなければならない。ただし、引き続き聴講生を志願する者については、第2号及び第3号を省略できる。

- (1) 聴講願（別記様式1）
- (2) 履歴書（別記様式2）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又はそれに代わるもの

2 聴講生の出願期間は、別に定める。

(聴講許可)

第5条 聴講の許可は、学長が研究科委員会の意見を聴いた上で行う。

(聴講料)

第6条 聴講を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第7条 聴講の期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、学長は研究科委員会の意見を聴いてその期間の延長を許可することができる。

(許可の取消)

第8条 学長は、聴講生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により、聴講科目を履修する見込みがなくなったときは、聴講の許可を取り消すことができる。

(規程の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、大学院学則その他学生に関する諸規程は、聴講生について準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教務管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学大学院聴講生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。